

北海道森林吸収源対策推進計画（案）について

計画期間 R4(2022)～R12(2030)

現状と課題

- 本道は全国一豊かな森林資源に恵まれる一方、人工林の高齢化により、現状のまま推移すると、森林吸収量は大幅に減少
- 吸収量算定の対象となっていない民有林の人工林が23万ha存在、間伐などの実施により対象森林の増加を図る必要
- 国では木材利用による炭素固定量（HWP）の算定方法を示していないことから、道独自の算定が必要



計画の基本的な考え方と目標等

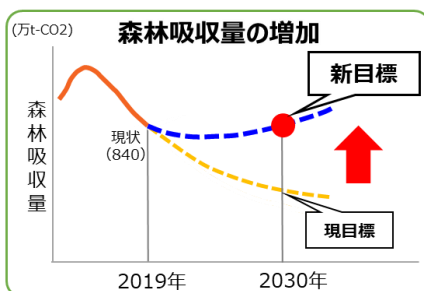
【計画の基本的な考え方】

道の優位性やこれまでの先駆的な取組を最大限に活かし、吸収量の維持・増加につながる道独自の対策を重点的に進め、我が国の脱炭素化を牽引するゼロカーボン北海道の実現に向けた森林づくりを推進

【めざす姿】

森林吸収量の一層の増加を図り、国の対策を先導

現目標（2030年）
480万t-CO₂



新目標（2030年）
850万t-CO₂
(うちHWP 28万t-CO₂)

計画の展開方向

1 活力ある森林づくり

- 計画的な森林の整備
 - ・植林の省力化や低コスト化による植林面積の増加を図り、積極的な森林の若返りを推進
 - ・新たな苗木の生産技術の普及や採種園の整備により、二酸化炭素の吸収能力が高いクリーンラーチ苗木を増産
- 森林吸収量の算定対象森林の確保
 - ・森林環境譲与税などを活用した間伐などの促進により、算定対象森林の増加を図る

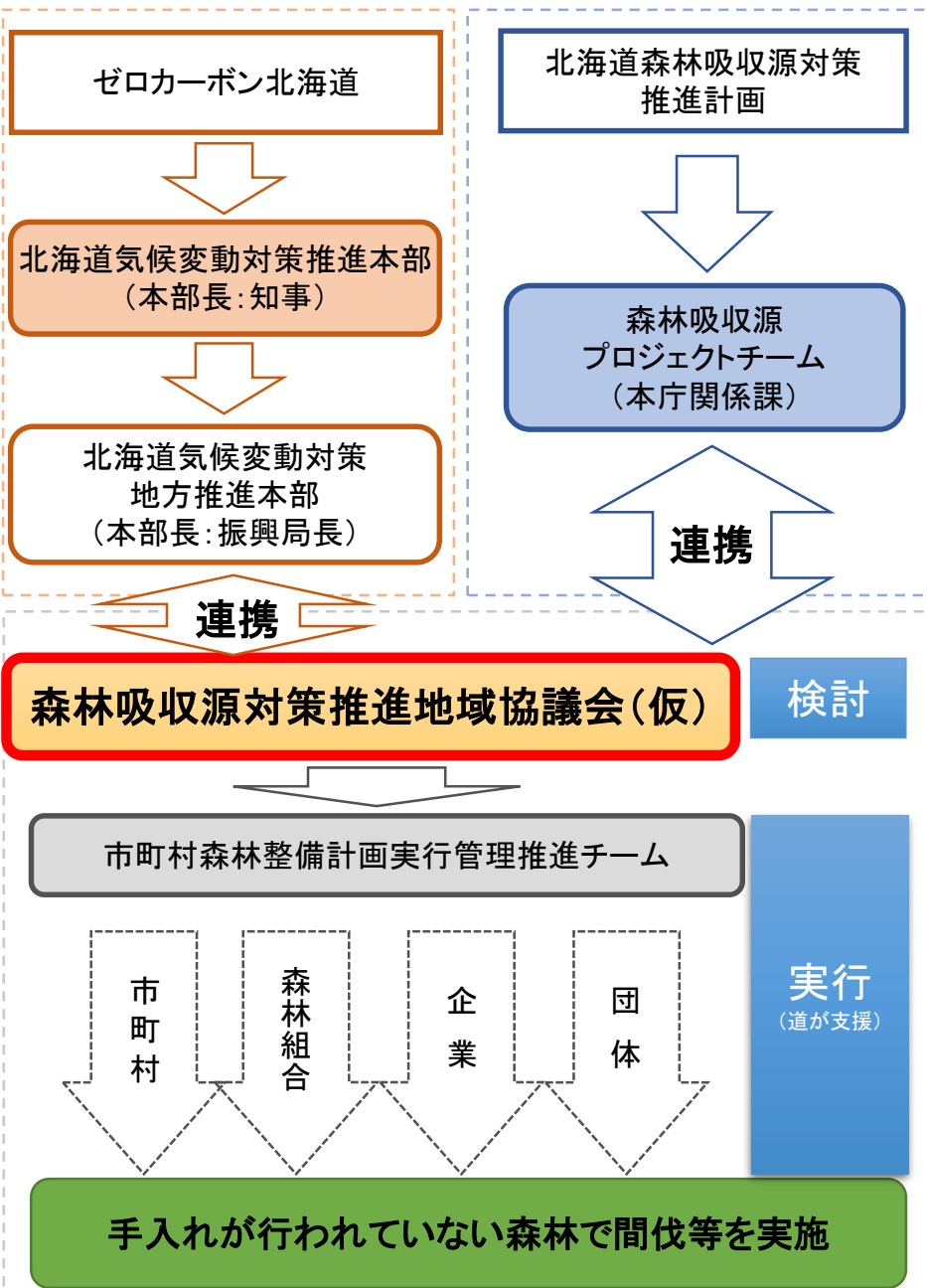
2 道産木材の利用促進

- 長期間炭素を固定する木材利用の促進
 - ・HOKKAIDO WOODのブランド力の強化により、幅広い分野で道産木材の利用を促進
- 木質バイオマスのエネルギー利用の促進
 - ・ボイラー等の導入による利用促進や原料の安定供給体制の構築

3 企業等と連携した森林づくり

- 木育マイスターや企業等による木育活動の推進
 - ・企業等に対する森林づくりへの働きかけや、道有林におけるオフセット・クレジットの販売促進などを通じ、森林づくりへの幅広い参画を促す

森林吸収量増加に向けた森林経営対象森林率(FM率)拡大の取組



北海道気候変動対策推進本部

- 「ゼロカーボン北海道」実現に向け、庁内関係部局が連携した取組の推進
- 地域の实情に合わせた取組を振興局内関係者が機動的に連携して進める (地方推進本部)

森林吸収源プロジェクトチーム

- 非FM林や造林未済地の情報リスト化、現状分析
- 森林整備につなげる方法を検討(譲与税事業のメニュー、要領等)
- 市町村ごとの二酸化炭素吸収量(参考値)算出
- 道有林での積極的な間伐の実施や国有林への森林整備の働きかけ

森林吸収源対策推進地域協議会(仮)

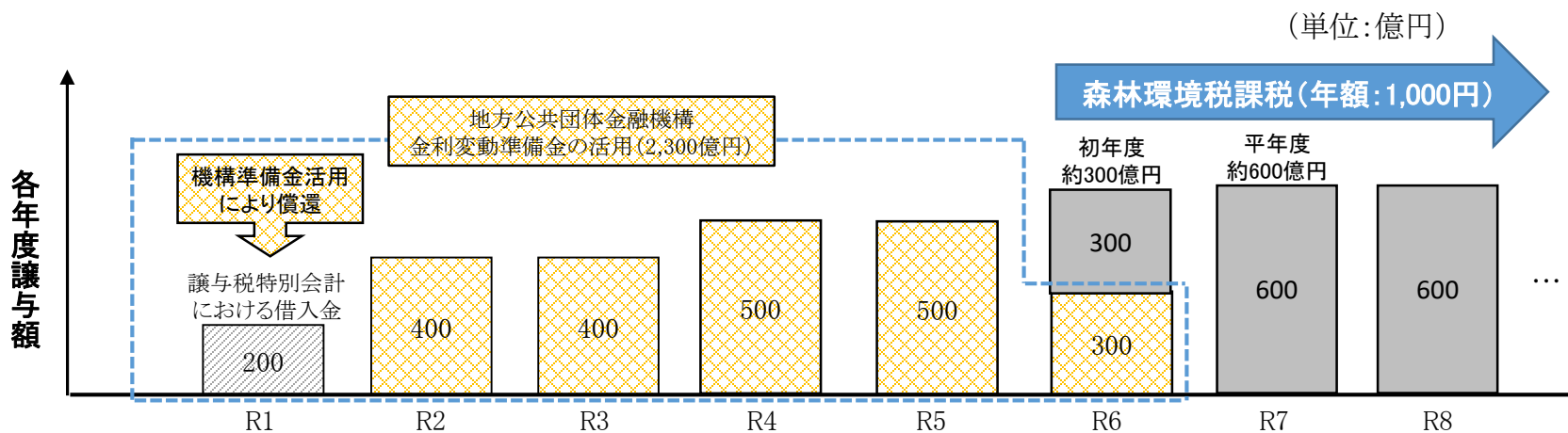
- 市町村ごとの非FM林や造林未済地のリスト、森林環境譲与税を活用した先進的な取組事例など情報の共有
- 地域の实情に合わせ、森林環境譲与税などを活用した森林整備の実施を支援
- 各市町村の森林吸収量等の情報提供を行い、市町村におけるゼロカーボン推進を支援
- 道産木材の利用促進や企業等と連携した森林づくりに係る協議会との連携(情報の共有など)

市町村森林整備計画実行管理推進チーム

- 意向調査で回答があった3万haを優先的に、森林経営計画や経営管理権集積計画を策定し、森林整備につなげられるよう支援
- 譲与税を活用した新規の森林整備事業等を創設できるよう支援
- 「地方公共団体実行計画」に森林吸収源対策の実施目標を定められるよう支援

森林環境譲与税の譲与額と譲与基準等について

- 森林環境税及び森林環境譲与税は、関係者による長年の働きかけもあり、平成30年度の税制改正の大綱で制度創設を閣議決定
- 令和6年度からの税徴収(一人あたり1000円)に先立ち、令和元年度から市町村及び都道府県に譲与開始
(譲与基準は私有林人工林面積(5)、林業就業者数(2)、人口(3)の割合)
- 制度創設にあたり、国会附帯決議で「用途及び効果を検証しつつ、譲与税の用途や譲与基準を始め、所用の見直しを行う」こととされた
- 令和4年1月末に、「適切な用途が見いだされないことから森林環境譲与税の54%が基金に積み立てられたまま」との報道
- 自民党PTでは活用促進策や配分基準のあり方について検討することとなり、国では令和6年度の徴収前に制度の検証を行う見込み



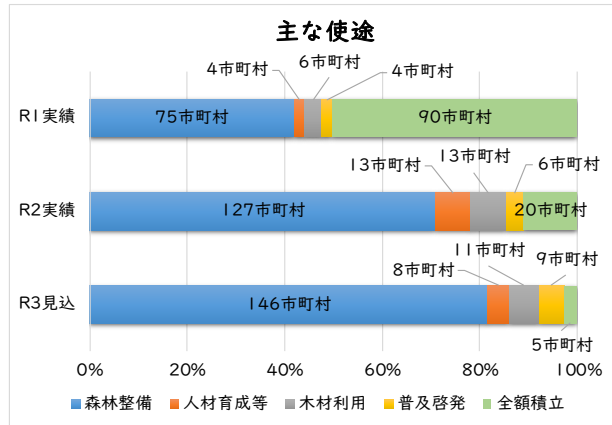
市町村: 都道府県の割合	80:20	85:15	88:12	90:10
市町村分	160	340	440	540
都道府県分	40	60	60	60
道内市町村分	12. 2	26. 1	33. 7	41. 4
道分	3. 1	4. 6	4. 6	4. 6
北海道合計	15. 3	30. 7	38. 3	46. 0

- 市町村分
- 50% : 私有林人工林面積 (※次の林野率による補正)
 - 20% : 林業就業者数
 - 30% : 人口
- 都道府県分 ——— 市町村と同じ基準

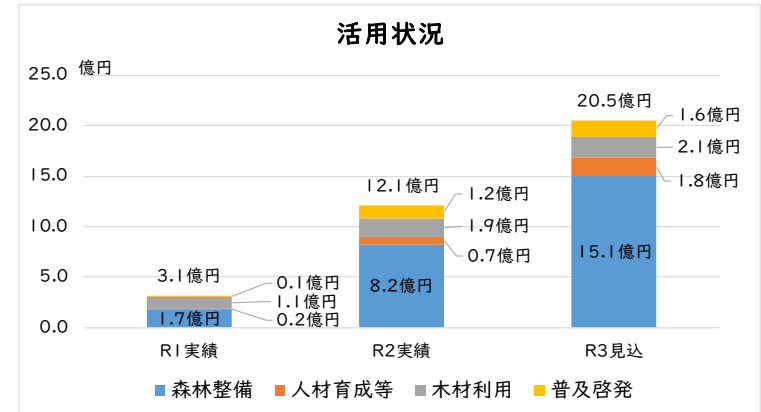
林野率	補正の方法
85%以上の市町村	1. 5倍に割増し
75%以上85%未満の市町村	1. 3倍に割増し

森林環境譲与税の使途調査結果

- 制度開始以来、森林整備及びその促進の取組が増加し、ほぼ全ての市町村が実施
- 主な使途としては、森林整備(146市町村)、森林整備の促進(28市町村)
- 森林整備に活用する譲与税額はR1比約9倍に増加など活用が進むが、依然、基金積立4割



※主な使途の市町村数は過去の基金積立額の活用を含む



※活用状況の金額は、過去の基金積立額の活用を含む

